(二)　オーストラリア軍隊が国内において行う軽油の引取りについて、自衛隊と同等の条件で軽油引取税の課税免除措置を講ずることとした。（附則第一二条の二の七関係）

5

自動車税

(一)　オーストラリア軍隊が所有する自動車のうち公用に供するものに対しては、自動車税を非課税とする措置を講ずることとした。（第一四八条関係）

(二)　環境への負荷の低減に著しく資する自動車に対する環境性能割の非課税措置について、令和六年一月一日以後の適用範囲に係る燃費性能に関する要件等を見直すこととした。（第一四九条関係）

(三)　環境性能割の税率について、令和六年一月一日以後の適用範囲に係る燃費性能に関する要件等を見直すこととした。（第一五七条関係）

(四)　一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が取得する道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに係る環境性能割の非課税措置の適用期限を令和七年三月三一日まで延長することとした。（附則第一二条の二の一〇及び第一二条の二の一二関係）

(五)　令和元年一〇月一日から令和三年一二月三一日までの間に取得した自家用の乗用車に係る環境性能割の非課税措置及び税率の特例措置を廃止することとした。（附則第一二条の二の一〇及び第一二条の二の一二関係）

(六)　令和三年四月一日から令和四年三月三一日までの間に取得した一定の軽油自動車に係る環境性能割の非課税措置を廃止することとした。（附則第一二条の二の一〇関係）

(七)　令和四年四月一日から令和五年三月三一日までの間に取得した一定の軽油自動車に係る環境性能割の非課税措置の適用期限を令和五年一二月三一日まで延長することとした。（附則第一二条の二の一〇関係）

(八)　非課税対象車等に係る環境性能割について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことによるものであるときに、当該認定等の申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る自動車について申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして、環境性能割に関する規定を適用する等の特例措置について、次のとおり見直しを行うこととした。（附則第一二条の二の一一関係）

(1)　当該認定等の申請をした者等の不正行為に起因し環境性能割の不足額が発生した場合の当該者が納付すべき環境性能割の額は、当該不足額に一〇〇分の三五（改正前一〇〇分の一〇）の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とすることとした。

(2)　(1)の者が納付した環境性能割の額は、その法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととした。

(九)　一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が路線定期運行の用に供する自動車又は一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する自動車（以下「路線バス等」という。）のうち、一定のノンステップバスで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和七年三月三一日まで延長することとした。（附則第一二条の二の一三関係）

(一〇)　路線バス等のうち、一定のリフト付きバスで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和七年三月三一日まで延長することとした。（附則第一二条の二の一三関係）

(二)　一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和七年三月三一日まで延長することとした。（附則第一二条の二の一三関係）

(三)　車両総重量が八トンを超える一定のトラック（被けん引自動車を除く。(三)及び(四)において同じ。）のうち、側方衝突警報装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもので初回新規登録を受けるものについて、当該自動車の取得が令和六年四月三〇日までに行われたときに限り、通常の取得価額から三五〇万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとした。（附則第一二条の二の一三関係）

(四)　車両総重量が八トンを超える一定のトラックのうち、側方衝突警報装置を備えるもので初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和六年四月三〇日まで延長することとした。（附則第一二条の二の一三関係）

(五)　一定の乗用車、バス又は車両総重量が三・五トンを超える一定のトラックのうち、衝突被害軽減制動制御装置を備えるもので初回新規登録を受けるものについて、当該自動車の取得が令和七年三月三一日までに行われたときに限り、通常の取得価額から一七五万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとした。（附則第一二条の二の一三関係）

(六)　排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車は税率を軽減し、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重課する種別割の特例措置について、次のとおり延長することとした。（附則第一二条の三関係）

(1)　環境負荷の少ない自動車

イ　令和五年度から令和七年度までの間に初回新規登録を受けた一定の自動車について、当該登録の翌年度分の税率の概ね一〇〇分の七五を軽減する特例措置を講ずることとした。

ロ　令和五年度及び令和六年度に初回新規登録を受けた一定の自動車について、当該登録の翌年度分の税率の概ね一〇〇分の五〇を軽減する特例措置を講ずることとした。

(2)　環境負荷の大きい自動車

次に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いるハイブリッド自動車並びに自家用の乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。）、一般乗合用のバス及び被けん引自動車を除く。）に対する次に定める年度以後の年度分について、税率の概ね一〇〇分の一五（バス及びトラックについては概ね一〇〇分の一〇）を重課する特例措置を講ずることとした。

イ　ガソリン自動車又は石油ガス自動車で平成二五年三月三一日までに初回新規登録を受けたもの　初回新規登録を受けた日から起算して一四年を経過した日の属する年度

ロ　軽油自動車その他のイに掲げる自動車以外の自動車で平成二七年三月三一日までに初回新規登録を受けたもの　初回新規登録を受けた日から起算して一二年を経過した日の属する年度

(六)　減税対象車に係る種別割について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことによるものであるときに、当該認定等の申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る自動車について申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして、環境性能割に関する規定を適用する等の特例措置について、次のとおり見直しを行うこととした。（附則第一二条の二の一一関係）

(1)　当該認定等の申請をした者等の不正行為に起因し種別割の不足額が発生した場合の当該者が納付すべき種別割の額は、当該不足額に一〇〇分の三五（改正前一〇〇分の一〇）の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とすることとした。

(2)　(1)の者が納付した種別割の額は、その法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととした。

(七)　環境への負荷の低減に著しく資する自動車に対する環境性能割の非課税措置について、令和七年四月一日以後の適用範囲に係る燃費性能に関する要件等を見直すこととした。（第一四九条関係）

(八)　環境性能割の税率について、令和七年四月一日以後の適用範囲に係る燃費性能に関する要件等を見直すこととした。（第一五七条関係）

(九)　令和四年四月一日から令和五年一二月三一日までの間に取得した一定の軽油自動車に係る環境性能割の非課税措置を廃止することとした。（附則第一二条の二の一〇関係）